

身体障害者短期入所重要事項説明書

大谷荘指定短期入所生活介護事業所

(令和 7 年 8 月 1 日 現在)

1. 運営主体

- (1) 法人名 社会福祉法人 大谷会
- (2) 法人所在地 岩手県花巻市湯口字松原53番地1
- (3) 電話番号 0198-25-2125
- (4) 代表者氏名 狩野 隆史
- (5) 設立年月 昭和47年10月11日

2. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0198-25-2125

担当 小野澤 智貴 * ご不明な点は、なんでもおたずねください。

3. 大谷荘の概要

(1) 提供できるサービスの種類

事業所名称	大谷荘指定短期入所生活介護事業所
所在地	花巻市湯口字松原53番地1
指定事業者番号	岩手県 0310500160 号
サービスを提供する地域 *	花巻市内（旧花巻市区域に限る。） * 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。
サービス開始年月日	平成18年4月1日

(2) 職員体制

当事業所は、特別養護老人ホームに併設されており、一体的に運営されています。

全体として配置されている職員は以下のとおりですが、短期入所生活介護サービスを
提供する職員については、＜短期入所＞の欄に示しています。

職 種	全 体	短期入所	職 種	全 体
施設長（管理者）	1名	1名	管理栄養士	1名
医師	3名	2名	栄養士	1名
看護師	11名	1名	調理員	11名
機能訓練指導員	2名	2名	事務員	2名
生活相談員	6名	1名	技能士	2名
介護職員	75名	7名	介助員（衛生担当）	5名

（3）主な職員の勤務体制

職 種	勤務時間			
医師	毎週月・金曜日 14：00～16：00			
介護職員	早朝	7：30～ 9：30	10名	標準的な時間における最低配置人員
	日中	9：30～16：00	25名	
	夕方	16：00～18：30	15名	
	夜間	18：30～ 7：30	8名	
看護職員	早朝	4：30～8：30	1名	標準的な時間における最低配置人員
	日中	8：30～17：00	2名	
	夜間	17：30～22：00	1名	

（4）居室の概要

居室	4人部屋	2室
	2人部屋	3室
	個室	6室

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）自立支援給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が自立支援から給付されます。

- ① 食事（但し、食費は別途いただきます）。

当事業所では、栄養士（管理栄養士）の管理のもと、適時、適温、季節感の味あえる

食事を提供します。原則としてホールにておとりいただきます。食べられないもの、

アレルギー等ある方は、事前にご相談ください。

（食事時間） 朝食 7：30～ 昼食 12：00～ 夕食 18：00～

- ② 入浴

原則として、週に2回以上入浴していただけます。

利用者の身体の状態と希望等を伺った上、できる限り自立して清潔保持が可能とな

るようめざし、入浴が困難な場合には清拭を行うなど適切な方法で実施します。

- ③ 排せつ

利用者の心身の能力を最大限活用し、排せつの自立に向けた支援を行います。

- ④ その他

利用者の身体の状態に応じ、適切に衣類交換、整容等を行います。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉

下記の料金表によって、利用者の障害程度区分に応じたサービス利用料金から自立支援給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください（サービスの利用料金は、利用者の障害程度区分及び居室の種類に応じて異なります）。

	区分	区分1・2	区分3	区分4	区分5	区分6
サービス 利用に係 る自己負担 額（1割 負担分）	福祉型短期入所サ ービス費（Ⅰ）	509	583	648	784	923
	福祉型短期入所サ ービス費（Ⅱ）	173	240	318	527	602
	短期利用加算	30				
	栄養士配置加算 （Ⅰ）	22				
	食事提供体制加算	48（対象者）				
	常勤看護職員等 配置加算	4				

	送迎加算 そうげいかさん	186（片道につき）
	福祉・介護職員等 処遇改善加算 （Ⅰ） ふくし かいごしやくいん しよぐうかいぜんかさん	上記の単位の合計に＋15.9% じようき たんい ごうけい

- ☆ 利用者がまだ支給決定を受けていない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。居宅支給決定を受けた後、自己負担額を除く金額が自立支援から払い戻されます（償還払い）。
- ☆ 利用者に提供する居室及び食事に係る費用は別途いただきます。
- ☆ 自立支援からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
- ☆ 福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）・（Ⅱ）に関しては、施設で昼食を提供した場合は（Ⅰ）、施設で昼食を提供しなかった場合は（Ⅱ）が適用されます。
- ☆ 短期利用加算に関しては、連続して30日を超える利用の場合は、年間利用日数の初期の30日にのみ適用されます。
- ☆ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）として、1ヶ月の合計（食費・居住費を除く。）に15.9 % が加算されます。

（2）自立支援給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、原則として利用料金の全額が利用者の負担となります。

① 光熱水費

利用中における、光熱水費等に係る費用です。

1日：420円

② 食事の提供

利用者に提供する食事の材料及び調理に係る費用です。

1食：530円

ただし、食事提供体制加算の対象となる場合は、次の費用となります。

1食：300円（食材費相当分）

③ 個室の提供

利用者の希望により個室を利用する場合の費用です。

1日：830円

④ 送迎サービス

利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。上記の料金表のとおり

片道あたり186単位の送迎加算がその日の利用料に加算されます。

※ 但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、下記のとおり負担いただくことがあります。

片道おおむね30キロメートル未満 1,000円

片道おおむね30キロメートル以上 2,000円

⑤ 理髪・美容

⑥ リエクエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

⑦ 複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする際には実費を負担していただきます。

1枚につき：10円

⑧ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金などの日常生活に要する費用で利用者に負担していただくことで適当であるものにかかる費用を負担していただきます。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更すること

があります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2

ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとの精算となっております。翌月20日頃までに請求書をお届けしますので、期日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

① 預金口座振替(自動引き落とし)

② 窓口での現金支払い

③ 指定口座への振込み

差し支えなければ、安全、確実な①の方法でお願いいたします。

(4) サービス利用中の医療の提供について

① 健康管理

嘱託医師による指導のもと健康管理に努めます。

② 協力医療機関

利用者が、専門医師等の診断・治療を要することになった場合には、下記の協力医療機関において受診・治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。また診療を義務付けるものでもありません。)

医療機関名	診療科	所在地
患ライフクリニック	内科	花巻市太田51-221
総合花巻病院	内科、消化器科、内分泌代謝科、脳神経内科、外科、整形外科、泌尿器科、婦人科、耳鼻咽喉科	花巻市御田屋町4-56
高木丘クリニック	内科	花巻市高木18-61-2
狩野歯科医院	歯科	花巻市円万寺字法船80

(5) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※ 以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・ 利用者が中途退所を希望した場合
- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合

- ・ 利用中に体調が悪くなった場合
- ・ 他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

利用者の居宅受給者証に居宅支給決定の有無、支給期間、支給量等を確認したうえで、ご利用期間決定後、契約を締結いたします。

(2) サービス利用契約の終了

① お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ 利用者が身体障害者更生施設等に入所した場合
- ・ 利用者が指定居宅支援を受ける必要がなくなったと認められ、市町村が居宅支給決定を取り消した場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

③ その他

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払を6ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず相当期間以内に支払わない場合、利用者やご家族などが当施設や当施設の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、またはやむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なおこの場合、契約終了後の予約は無効となります。

6. 施設利用に当たっての留意事項

当施設のご利用にあたり、下記の事項をお守りください。

来訪・面会	来訪者は、必ず面会簿に記載してください。面会は、感染防止の為に決められた場所での予約制となっています。
-------	---

いんしゅ きつえん 飲酒・喫煙	じぎょうしょない きつえん いんしゅこうい げんそく 事業所内での喫煙・飲酒行為は原則としてできませんので、ご了承いただけますようお願いいたします。
せつび きぐのりよう 設備・器具の利用	しせつない きょしつ せつび きぐ ほんらい ようほう したが 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
きんせん きちようひん かんり 金銭、貴重品の管理	きんせん きちようひん 金銭・貴重品につきましては、利用者の責任において管理していただきます。自己管理できない利用者につきましては、ご相談ください。
しゅうきようかつどうとう 宗教活動等	りようしゅ しそう しんきよう じゆう 利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

7. きんきゅう じ たいおうほうほう 緊急時の対応方法

おおたにそうたん きにゆうしよ かんごしやくいん せいかつそうだんいん
大谷荘短期入所の看護職員や生活相談員、かかりつけ医等の関係各所が連携
して利用者の健康状態の把握に努めてまいります。利用者に容体の変化等が
あった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速や
かに連絡いたします。

8. じこ ひじょうさいがい じ たいおう 事故・非常災害時の対応

(1) じこ たいおう 事故の対応

かいご サービスの ていきよう にあたって 事故が発生した場合は、すみやかに身元引受人等関係者に
連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故による傷害等に対応すべく、保険に加入しています。

(2) さいがい じ たいおう 災害時の対応

べつとさだめ おおたにそうしやうぼうけいかく
別途定める「大谷荘消防計画」にのっとり対応を行います。

(3) へいじやう じ くんれん 平常時の訓練

べつとさだめ おおたにそうしやうぼうけいかく
別途定める「大谷荘消防計画」にのっとり年6回夜間及び昼間を想定した避難訓練を
入所者も参加して実施します。

(4) ぼうさいせつび じどうかさい ほうちき ゆうどうとう ち ぼうちき ぼうかとびら おくない 防災設備スプリンクラー、自動火災報知器、誘導灯、ガス漏れ報知器、防火扉、屋内 消火栓、非常通報装置、漏電火災報知器。カーテン、布団等は、防災性能のあるものを 使用しております。

9. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びご家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その様態及び時間、その利用の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

10. 虐待防止の取り組み

事業所はご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。また、利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

11. ハラスメント対策について

事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるように、ハラスメントについての指針を定め、相談の担当者を置き、基本的な考え方について研修機会を持つなどして、ハラスメントの防止に取り組みます。

12. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設 利用者相談・苦情担当

- 苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員 〔氏名〕 小野澤 智貴

- 受付時間

毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

はなまきし	じどうふくしか
花巻市	児童福祉課
・ 所在地	はなまきしかじょうまち ばん 花巻市花城町9番30
・ 電話番号	でんわばんごう 0198-24-2111

いわてけんしゃかいふくしきょうぎかい	いわてけんふくし	うんえいてきせいかいいんかい
岩手県社会福祉協議会	(岩手県福祉サービス運営適正化委員会)	
・ 所在地	もりおかしきんぼんやなぎ	ちわり ばん 盛岡市三本柳 8地割1番3
・ 電話番号	でんわばんごう	いわてない 019-637-8871

令和 年 月 日

身体障害者短期入所ご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に
基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 花巻市湯口字松原 53 番地 1
名称 大谷荘指定短期入所生活介護事業所
説明者 所属

氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から身体障害者短期入所についての
重要事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏名 印

(代理人) 住所
氏名 印